

攝津市議会

総務建設常任委員会記録

令和7年12月5日

攝津市議会

目 次

総務建設常任委員会

12月5日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件	1
開会の宣告	3
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名	3
議案第60号所管分の審査	3
質疑（早坂京一朗委員、長田知樹委員、藤浦雅彦委員、塙本崇委員）	
議案第65号の審査	17
質疑（早坂京一朗委員、塙本崇委員）	
議案第68号の審査	20
質疑（峰松由紀子委員、早坂京一朗委員、塙本崇委員）	
採決	23
所管事項に関する調査について	23
閉会の宣告	23

総務建設常任委員会記録

1. 会議日時

令和7年12月5日（金）午前9時59分 開会
午後0時10分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 安藤 薫	副委員長 塚本 崇	委員 藤浦 雅彦
委員長 田知樹	委員 南野直司	委員 早坂京一朗
委員 峰松由紀子		

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 嶋野浩一朗	副市長 山本和憲	
市長公室長 平井貴志	総務部長 石原幸一郎	建設部長 永田 享
消防長 松田俊也	総合行政委員会事務局長 溝口哲也	
総務部理事 丹羽和人	建設部次長兼道路管理課長 寺田満夫	
消防本部次長兼消防署長 幸田英基	会計管理者兼会計室長 柳瀬哲宏	
市長公室副理事兼秘書課長 有場 隆		
市長公室副理事兼政策推進課長 古賀順也		
総務部副理事兼防災危機管理課長 辻 稔秀		
総務部副理事兼財政課長 妹尾紀子		
総務部副理事兼固定資産税課長 中尾昌志		
人事課長 松本泰洋	人権女性政策課長 末永美由紀	
総務課長 真鍋伸也	資産活用課長 浅田明典	市民税課長 石坂直樹
納税課長 藤原英昭	道路交通課長 黒田尚志	
水みどり課長 杉山剛	総合行政委員会事務局次長 下郡光礼	
消防総務課長 大藪忠	予防課長 大坪孝志	
警備企画課長 角田哲志		

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 事務局次長代理 香山叔彦

1. 審査案件

議案第60号 令和7年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分

議案第65号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例制定の件

議案第68号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時59分 開会)

○安藤薫委員長 ただいまから総務建設常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

嶋野市長。

○嶋野市長 おはようございます。

委員の皆様方には何かとお忙しい中、総務建設常任委員会をお持ちいただきまして誠にありがとうございます。

本日の案件でございますが、令和7年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分の審査ほか2件についてでございます。

何とぞ慎重審査の上、御可決を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

私はこの場を一旦離れますが、待機しておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○安藤薫委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は早坂委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○安藤薫委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

（午前10時1分 休憩）

（午前10時2分 再開）

○安藤薫委員長 再開します。

議案第60号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

早坂委員。

○早坂京一朗委員 それでは、4点質問させていただきます。

まず1点目ですが、10ページ、地方債

の補正で、情報収集伝達体制整備事業が1,290万円補正されており、補正前との差額が270万円です。18ページ、消防債の情報収集伝達体制整備事業債に記載している額は、その差額と認識しておりますが、270万円になった内容を教えていただきたいと思います。

続いて、2点目、10ページ、地方債の補正で、利率が10%以内と記載されています。今、住宅ローンを借りても変動金利で0.6%から0.7%、10年固定金利で1.8%から2.2%台との認識をしておりますが、10%というのは現状に合っているのでしょうか。お伺いいたします。

次に3点目、45ページ、J-ALET更新委託料についてです。

275万円ということについて、まず内容を教えていただきたいと思います。

次に、4点目、54ページ、給与費明細書で、給与費が補正前と合計で3億997万1,000円減額されております。給与費の中では、各項目で減額されておりますが、減額に至った大きな要因は何だったのかお伺いいたします。

以上、4点質問させていただきます。

○安藤薫委員長 答弁を求めます。

辻副理事。

○辻総務部副理事 まず、1点目、地方債270万円の内容についての御質問でございます。

こちらにつきましては、44ページ、45ページを御参照いただきたいんですけども、J-ALET更新委託料で275万円の歳出の補正を組ませていただいております。その特定財源が、地方債270万円を充てていることによります補正となっております。

Jアラートの内容につきましては、3点

目の答弁させていただきます。

○安藤薫委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 2点目、補正予算書
10ページ、地方債の補正の表で、利率1
0%以内が現状に合っているのかという
御質問でございました。

地方債を借り入れる場合、その時期とい
たしましては、事業完了後となります。こ
の予算書に上げておりますけれども、3月
に事業が完了して、出納整理期間中の5月
下旬に借入れをすることが多い状況がござ
います。実際に予算計上から借り入れま
でについて、当初予算などの期間が長い場
合は1年以上先ということがございます。

金利については、経済状況や金融政策に
よりまして常に変動をするものでござい
ますので、借り入れする時期の金利状況を
予測するのは、なかなか困難だと考えてお
ります。

過去の国債金利の推移を見ますと、平成
で最も高かった利率で8%を超える事例
がございました。ここに記載せていただい
ているのが、利率の限度額でございますが、
金利が今後上がっても、この範囲内で収まる
という安全性を考えて10%以内と設定
させていただいている。

金利が低い時代もございますけれども、
ここに記載させていただいているのは、利
率と同様に償還の方法も一応選択肢と
して持っております。この範囲内で地方債を借り
るという想定をしております。議決をいた
だく内容でございますので、もしもこの設
定した利率の限度を超えるようなケース
がございましたら、借入れができないこと
になりまして、財政運営に支障を来すおそ
れがあります。時世と比べると高いとお感
じになっておられるかとは思いますけれ
ども、そういう形でこの利率を設定させ

ていただいているところでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 辻副理事。

○辻総務部副理事 3点目、J-ALET
T更新委託料に関する御質問に御答弁い
たします。

全国瞬時警報システムと申しまして、俗
にJアラートと呼んでおりますが、現在運
用されている受信機は、導入から5年以
上が経過しております。構成部品の老朽化に
伴います故障件数が増加していること等
によりまして、緊急情報の住民伝達に支障
を来すことが懸念されていることや、現行
の受信機の故障によるサポートが不能に
なることが懸念されております。

あわせまして令和8年度、出水期をめど
といたしまして、防災気象情報全体の体系
整理と個々の情報の見直し及び受け手側
に立った情報の改善が実施される予定と
なっております。

これを受けまして、Jアラートにおきま
しては、今後、地域単位で細分化して情報
を配信できるようにするためのシステム
更改が予定されているところでございま
す。新型受信機についてもシステム更改に
対応できるよう、機能強化が図られており
ます。

これらの理由によりまして、各地方公共
団体において、次期型の受信機へ移行する
必要がございます。したがいまして本市に
おきましても、この対応を行うために補正
を計上させていただいたところでござい
ます。

以上です。

○安藤薫委員長 松本課長。

○松本人事課長 4点目、人件費について
お答えいたします。

まず、減額補正約3億円のうち約1億円

は、正規職員の分となります。減額の最も大きな理由は、育児休業や育児に係る短時間勤務による減額、ほかにも退職によるものなどがございまして、一部カットして支給していることなどが主な要因となります。

会計年度任用職員におきましては、任用に至らなかつた職があつたこと、対象者が結果的に70歳を超えており、厚生年金の負担金が不用となつたこと、年度途中の任用によって賞与が減額支給されていること、1週当たりの勤務時間を短くした任用を行つたことなど様々な要因となつてございます。

以上でございます。

○安藤薰委員長 早坂委員。

○早坂京一朗委員 御答弁ありがとうございます。

1点目、地方債の補正、そして消防債の270万円については、理解いたしました。この質問は以上とさせていただきます。

2点目、同じく地方債の補正で、利率10%以内についてですけれども、今回借りるのはどこから借りて、利率は何%になるのかお伺いしたいと思います。

続いて3点目、Jアラートについてですけれども、近年、地球規模で気候変動、そして自然災害がかなり多発しているように認識しております。日本においても、いつどこで災害が発生するかも分からぬ中で、減災に努めるためにいち早く市民に知らせる方法が必要だと考えております。

防災無線については、私自身が数年前、スピーカーが設置されている場所の近くに住んでいたのですが、音が出ているのは分かつても、台風だったり外の影響によって大変内容が聞き取りにくいと感じております。

防災無線の点検などをしているとは思うのですが、年に何回行っているのか、そして点検の効果としてどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

続いて、4点目、給与費明細書の減額についてですけれども、当初予算と今回減額の約3億円というのはかなり乖離が大きいと感じております。この減額について、予算設定の間違が起きてしまったということだったりするのでしょうか、お伺いしたいと思います。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

○安藤薰委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 2点目、地方債の御質問に御答弁申し上げます。

今回借りるのはどこから借りて、率は何%程度になるのかという御質問でございました。

今回、補正で計上しております情報収集伝達体制整備事業と小学校外壁等改修事業につきまして、地方債の発行は、国の同意を得るときに事業債の内容によりまして借入れできる資金先が財政融資資金や地方公共団体金融機関、または銀行等の資金などがございます。政府資金等は、予算の枠というものもございますので、銀行等の資金を借入れすることを想定しております。

利率につきましては、先ほども申し上げましたが、借入れ時期の経済状況や金融政策により変動いたしますので、現段階ではこれぐらいというお話がしにくい状況ではございます。

ただ、現在参考といたしまして、12月1日以降適用となる財政融資資金の貸付け金利については、借入期間が20年で元金の据置きが3年という条件と、元金均等

で半年賦で返す条件であれば、年2.2%というのが出ております。

今年の5月で同条件を比べた場合には、1.8%でありましたので、金利は上昇してきていると思っております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 辻副理事。

○辻総務部副理事 3点目の2回目の御質問にお答えいたします。

Jアラートにつきましては、非常に様々な情報が国より配信されておりまして、その中でも特に重要であると思われる信号については、防災行政無線を自動起動させる設定になっております。

したがいまして、防災行政無線もJアラートシステム、つまり全国瞬時警報システムの一部であるという御認識をお願いしたいと思います。特に摂津市に関係があるJアラートで自動起動する情報といいたしましては、例えば弾道ミサイル情報、あと緊急地震速報、それから気象等の特別警報などが該当します。

点検でございます。保守につきましては、年に1回行っております。それと併せまして、子局と言われますスピーカーは総数の2分の1ずつを毎年実施しております。

それらの効果ということでございます。Jアラートの全国一斉情報伝達試験は年4回実施しております、緊急地震速報訓練も年に2回実施しております。保守をきっちりと行っておることで、信号を受信したときに、鳴動することが確認されることそのものが効果だと考えております。

○安藤薫委員長 松本課長。

○松本人事課長 人件費についてお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、当初予算から、育児休業を何人取得するとか、結

果的に任用に及ばなかったなど、なかなか想定することが難しい案件が重なっております。

令和7年度当初予算におきましても、精査した上で計上しておりますが、引き続き、人件費査定などを通じて、しっかりと精査した予算を計上してまいります。

以上でございます。

○安藤薫委員長 早坂委員。

○早坂京一朗委員 ありがとうございます。

2点目の地方債の補正で、利率10%以内のところについて、3回目の質問とさせていただきますが、利率限度を下げるよう有利なところというのはないのでしょうか。教えていただきたいと思います。

続いて、3点目の質問、Jアラートについてですけれども、御回答いただきありがとうございます。

鳴動が確認できること自体が効果だという回答をいただきました。Wi-Fi通信の強化だったり、より認知してもらうためにLINEやSNSでの即時発信、また摂津市で単独で知らせる仕組み等はないのか、現段階で取り組んでいましたら内容を教えていただきたいと思います。

4点目については、内容を理解いたしました。こちらの給与費明細書については質問を以上とさせていただきます。

3回目の質問は、以上とさせていただきます。

○安藤薫委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 2点目、地方債の利率に係る御質問にお答えいたします。

利率を下げるような有利なところとの御質問でございました。先ほど少し申し上げました財政融資資金等につきましては適用の利率が決まっておりますので、交渉

のしようがないところはございます。銀行等の資金の場合は、銀行に条件を出していただき、入札等によりましてその利率を競争していただくことで、利率の低いところに借入先を決めることを考えております。そのことによって、利率が低いところで借入れができると考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 辻副理事。

○辻総務部副理事 3点目の御質問の3回目でございます。

確かにJアラートと申しますのは、御存じのように、音声による通知といいますか、お知らせだけになりますので、聞き取りにくいでありますとか、音達範囲が不十分であるために、実際お住まいの地域では聞こえない、聞こえづらいことがあるのは承知しております。

そのために、音声によるお知らせだけではなくて、おっしゃるように、インターネットの回線を通じたお知らせをしていく必要があるかと思っております。

したがいまして、例示になりますけれども、例えばテレビのdボタンで情報を取得していただくとか、あとは公式LINEによる通知でありますとか、ホームページはもちろんですけれども、様々な方法で多くの市民の方々にインターネットのアイテムも利用しながらお知らせしていくことについては、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○安藤薫委員長 早坂委員。

○早坂京一朗委員 ありがとうございます。

まず、2点目、利率については、変動することもあるって、そのときに応じて有利なところを選んでいただいていると認識しました。利率が低いところで借入れができる

るよう要望して、この質問を終わりにしたいと思います。

続いて、3点目、Jアラートについてです。音声での周知について、全員にお知らせするためには、かなり難しいところもあるとは思います。今の内容で言うと、テレビのdボタン、また公式LINEに登録していないとまず通知が来なかつたとか、またインターネットなど、市民が能動的に動かないと情報を得られないことが多いように感じました。ネット回線については、東日本大震災を経験した身としては、インターネットがまづつながらなかつたということもございました。なかなか今、私自身もいい案が浮かばないところではありますが、台風のときなども、なかなか音声では聞き取れないところがあります。提案でとどめようと思いますが、音での通知ではなく、ネット回線を強化していくのも効果があるのではないかと感じております。

今後とも、市民が安全・安心に暮らせるように、認知していただくよう引き続き取り組んでいただきたいと思います。

私の質問は以上とさせていただきます。

○安藤薫委員長 長田委員。

○長田知樹委員 私からは4点の質問をさせていただきます。補正予算書9ページ、債務負担行為の補正について、当委員会所管の四つの事業についてです。まず、職員定期健康診断事業について、複数年の債務負担行為となっていますけれども、その債務負担行為を行う理由です。次に、市民意識調査業務委託事業について、この事業がどういったものなのかという内容をお聞きます。次に、農業水路施設管理事業、最後に、排水路施設管理事業についてもその内容について、それぞれ御答弁いただきたいと思います。

以上です。

○安藤薫委員長 松本課長。

○松本人事課長 職員定期健康診断事業について、債務負担行為を行う理由でございます。

これまで毎年単年度の契約を行ってまいりました。ただ、健康診断の特性上、工夫はいろいろありますし、仕様がそう毎年変わるものではございません。現に、北摂各市のうち4市が債務負担行為による複数年契約を行っております。

本市では、毎年夏の時期の平日5日連続で定期健康診断を実施しておりますが、こうした条件の下、令和8年度から3年契約を行うに当たりまして、今年度中に入札を行うことで、契約から実施までの期間を長く取ることができ、企業側も準備しやすく、市側も確保しやすい環境をつくることができます。

また、3年契約とすることで安定的な運営も行えますことから、債務負担行為として上げさせていただいております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 末永課長。

○末永人権女性政策課長 市民意識調査業務委託事業について御答弁申し上げます。

この調査は、令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間としております第4期男女共同参画計画につきまして令和8年度に一部改定を実施いたしましたことから、男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握し、改定版策定及び今後の策定展開の基礎資料とするため、調査をするものでございます。

なお、市民意識調査と計画の一部改定を令和8年度の単年度で実施するため、早期開始に向けて、委託契約等の準備行為を行

うものでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 杉山課長。

○杉山水みどり課長 まず、農業水路施設管理事業の債務負担行為についての御質問にお答えいたします。

これは、河原樋ポンプ場取水口の特定外来生物撤去に係る契約を令和7年度中に締結するため設定するものでございます。

本市では、鳥飼下地区にある河原樋ポンプ場において、淀川から農業用水を取水しております。令和7年8月頃から特定外来生物であるオオバナミズキンバイが繁殖しており、取水の妨げとなっているため、撤去する必要があります。農業用水として取水が必要となる時期までに、おおむねの作業を完了させるため、令和7年度中に契約手続を完了させ、令和8年度早期に着手できるよう進めてまいるものでございます。

次に、排水路施設管理事業の債務負担行為についてお答えいたします。

これは、味舌ポンプ場の水路系施設の運転管理業務に係る契約を令和7年度中に締結するため、設定するものでございます。

味舌ポンプ場内には、現在、千里系、山田系、水路系の3施設がありまして、水路系施設は摂津市の施設でございます。この水路系施設は昭和54年4月から流域下水道施設として大阪府へ引き継ぎ管理されてきました。

その後、千里系、山田系の整備完了に伴い「味舌ポンプ場水路系施設の管理に関する協定書」を大阪府と令和5年3月に締結しまして、水路系施設の引渡しを受けております。令和5年4月1日から摂津市の管理となっております。

協定書に基づきまして、運転管理業務は

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで大阪府に委託をしておりますが、令和8年度からは本市が運転管理業務を委託することとなっており、令和8年4月1日から業務を開始する必要があるため、令和7年度中に契約手続を完了させるものでございます。

以上でございます。

○安藤薰委員長 長田委員。

○長田知樹委員 御答弁ありがとうございます。

それぞれの業務について、債務負担行為を行う理由、早期に取り組んでいただくということで通常の予算組みよりも先立つて今回、債務負担行為として上げていただいていることを理解いたしました。

四つのうち、一つ目、三つ目、四つ目は以上で、二つ目の市民意識調査業務委託事業について、2回目の質問をさせていただきます。現段階でどういった調査内容をされるのかは検討段階かと思いますが、ある程度決まっていれば教えていただきたいと思います。

2回目、以上です。

○安藤薰委員長 末永課長。

○末永人権女性政策課長 2回目の質問に御答弁申し上げます。

こちらの調査の内容につきましては、ただいま審議会を通じて調整を行っておるところでございます。

経年で変化を比較する部分を中心に、例えば男女の意識の変化、家庭や社会で男女どちらが優遇されているのか、女性の働き方であったり、女性のための相談窓口の認知度など、大阪府や国の調査と比較する部分があります。そういうところは残しつつ、新たに法改正があった部分など追加をしていくように、準備を進めているところ

です。こちらにつきましても、年度末におおよそ確定ができるように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薰委員長 長田委員。

○長田知樹委員 御答弁ありがとうございます。

それぞれの業務について内容を理解いたしましたので、私の質問は以上とさせていただきます。ありがとうございます。

○安藤薰委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 おはようございます。

補正予算ということで、非常に範囲が少ないために、重箱をつつくような質問になるかもしれませんけど、御勘弁いただきたいと思っています。

まず1番目、8ページの繰越明許費の補正で、消防団車両・資機材整備事業を繰越明許されていますが、これは当初予算で見ますと、消防団の車両の維持管理や、また機能別消防団の維持管理の費用となっております。

繰越明許をされるということは、来年度も支出が続くことになると思いますけれども、どういう感じになっていくのかです。毎年こういう形でずっと伸びていっているものなのかも含めて、詳細を教えていただきたいと思っております。

それから2番目、先ほど質問がありましたけれども、情報収集伝達体制整備事業について、Jアラートを更新する費用であるということで、その理由もおっしゃっていました。私からは、当初予算のときにはなくて、補正予算で出てきたことについて、どのように解釈したらいいのかです。何で今、補正で計上するのかということについて、教えていただきたいと思います。

3番目、教育費になりますが、小学校施

設改修事業で、別府小学校の外壁と屋根の修繕を、補正で行うことでございます。この予算自体は文教上下水道常任委員会の所管になると思いますが、FMの観点で建物全てについてしっかりと管理されないと私は思っていました。当初予算のときには、これとこれとこれを今回はFMとして予算化していきますと説明を受けてきたと思っています。当然、FM担当者としては、このことも把握されていて、当初予算ではなく、今の時期に補正で出てくるのは、もともとそういう予定だったのか、それとも、緊急にそういうことが発生したのか。そういうFMの観点からどのような解釈をされているのか教えていただきたいと思います。

4番目、先ほども質問がありましたけども、債務負担行為の補正の中で職員定期健診事業があります。今回、初めて債務負担行為とされたとのことでございまして、今までこういう形ではなかったと思います。単年度の契約をされていたということが、今回、債務負担行為になりました。

当然入札されると思うのですが、どういう内容で契約することになっているのか。基本的なことですが、そのことを教えていただきたいのと、受診率を上げていくことは非常に大事なことです。受診率についても、どれぐらい推移しているか教えていただきたいと思います。

それから、近年は夏場に市役所へ来たとき、今日も健診車が止まっているなど確認をしているわけです。ここのところT病院の車がよく止まっているのを確認しているわけです。同じところが健康診断をされているなと認識していますけども、その病院をどう評価しているのか。

これは、内容も大事です。安からう悪か

ろうという中身では駄目です。きちっと診てもらって、実績があるということを確認していただいておかないといけないと思っています。

過去に、別の病院において偽医者が診断していたという問題がありました。それ以降、本市も注意されていると思いますが、その評価と併せて教えていただきたいと思います。

次に、7ページ、継続費で、千里丘駅東口再整備事業で、令和7年度、令和8年度、令和9年度の3年間で計上されております。

これは、以前から要望しております。財政が厳しい中でありますが、今回、補正予算で上げていただきおりまして、非常に感謝申し上げたいと思っております。

意外に金額が大きくなっているなという実感でございます。令和7年度は支出がなくて令和8年度、令和9年度で支出があります。66ページを見ますと、国費が約4億円で、地方債が約8億6,000万円です。一般会計からは約9,500万円の支出になることが記載されています。まず、議案が通った後のスケジュールについて聞いておきたいと思います。

それから最後になりますが、54ページの職員手当の内訳のところで、管理職手当があります。これが126万円減額になっております。この中身についてどういうことなのかをお示しいただきたいと思います。

以上でございます。

○安藤薰委員長 角田課長。

○角田警備企画課長 1番目の御質問にお答えいたします。

消防団車両・資機材整備事業の繰越明許費の内容につきましては、令和7年度に更

新を予定しております摂津市第四分団の車両購入経費などでございます。

令和7年5月28日に入札を実施いたしました、6月4日には契約を締結いたしましたが、10月に入りまして落札事業者から年度内の納車が困難であると文書による申告がございました。その主な理由につきましては、ベースとなる車両のモデルチェンジのタイミングが重なったということで、契約締結後の早い段階で発注をかけたにもかかわらず、10月の段階において工場への入庫が滞っている状況で、入庫時期が明確になっていないとのことでございました。このため、直ちに財政課と協議いたしまして、今回、補正予算として計上させていただいたものでございます。

繰越額の内訳でございますが、車両購入に係る機械器具費が2,695万円と車両購入に付随いたします保険料が2万1,000円で合計額が2,697万1,000円になるものでございます。

あと、今後どうなっていくんだということでございますが、ここ数年、消防車両の更新に際しまして、特に消防ポンプやクレーン、ウインチなどの特別な装備の艤装が伴う車両につきましては、単年度で納めることが困難な状況が続いております。このような車両につきましては、債務負担を組むなど複数年を見越した予算措置が実施できるように財政課等々に御助言をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薰委員長 辻副理事。

○辻総務部副理事 2番目、なぜ補正なのかというお問い合わせございます。

こちらにつきましては、Jアラートの新型受信機へ移行する必要があるという事

実は前々から分かっておりましたけれども、新型受信機の仕様が本年の4月以降に公開されました。つまり、令和7年度の当初予算要求の時期にはその全容がまだ分かっていなかったことによりまして、補正で対応するしかございませんでした。

以上です。

○安藤薰委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 3番目、別府小学校の外壁等改修工事がなぜ補正で上がっているかということについての御質問にお答えいたします。

別府小学校の外壁等改修工事につきましては、当初予算で実施設計の予算を上げておりまして、今年度、実施設計を行って来年度に工事を行う予定でございました。ところが、この改修工事の工期が想定として10か月であるため、前倒しで第4回定期例会での補正予算を計上させていただけ、早い工事の着手を目指したいというところがございました。

また、国において、今回12月で補正予算が上げられております。その中で、文部科学省関係の補正予算で、学校環境改善の交付金についても補正をするところが案として出ておりまして、交付決定がされる可能性が高いかというところでございます。

また、この補正予算が成立しまして、交付が決定いたしますと、財源では交付金が当たらない市町村で負担する部分のところにおいて、地方債を充てる予定でございます。

地方債につきましても、国の補正予算の部分でいきますと、充当率が上がるところがございます。そういったことも勘案いたしまして、この補正予算で進めていくため、予算計上させていただいたところでござ

います。

以上でございます。

○安藤薫委員長 松本課長。

○松本人事課長 4番目の質問、職員定期健康診断事業についてでございます。

令和7年度の入札につきましては、5月に指名競争入札を行いましたが、当日参加が1者のみとなつたことから入札が中止となり、その後、その1者と随意契約を締結しております。

これも含めて、結果的に令和7年度の健診業者は金額的にも安いということが言えると考えております。

それと、令和7年度に実施された業者の評価についてですが、仕様書に基づいて準備段階からの実施、あるいは結果の作成、事後の集計等における業務を正確に実施いただいており、信頼性は高い医療機関であると思っております。

また、健康診断における人員体制におきましても、的確に管理されており、安全に実施できていると考えております。

あと、受診率につきましては、令和6年度の定期健康診断で申し上げますと、正職が68.5%、会計年度任用職員が86.9%。人間ドックを含んだ全体としては正規職員が99.2%、会計年度任用職員が99.5%なっております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 寺田次長。

○寺田建設部次長 5番目の御質問にお答えいたします。

千里丘駅東口再整備事業に関しまして、このたび継続費を計上させていただいております。66ページに具体的な財源も御提示しておりますが、スケジュール感のお問い合わせございました。

既に、千里丘駅西口では市施行によりま

す市街地再開発事業が進行いたしております。民間の特定建築者によります再開発ビルの建築、これは令和9年6月末完成をめどに現在、工事が進められているところでございます。

一方、東口駅前広場は供用後、三十数年経過しておる中で、さきの決算審査の中でもるる御議論いただいたところでございます。リニューアルに当たりましては、西口再開発の完成時期を当然意識しながらということではございますが、鉄道駅という立地上、施工上の制約条件でございます駅舎、旅客鉄道線、線路との鉄道近接工事、また建築確認を伴う建築工事、駅前広場内のバス、タクシー等の車両交通や駅を利用する歩行者等の配慮、そういうものを配慮しながら、居ながら施工ということで、足場等の仮設工事、本体のリニューアル工事を行う必要がございます。

実施設計を進めていく中で、関係機関との調整ももちろんございました。その上で、工事期間は約22か月必要となってございます。令和8年度から工事着手いたしますと、当然、令和9年度にまたがる工事という内容で、現在、令和9年度末完成を予定として、令和7年度中に業者選定と手続を行うべく、このたび、この本議会において補正予算の御可決をいただけましたら、業者選定を進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 松本課長。

○松本人事課長 6番目の御質問、管理職手当の件でございます。

令和6年度に配属されていたポストをいたしまして、理事1名、副理事1名、課参事1名のポストがなくなった一方で、部長兼課長という職が部長と課長という配

置となったことですとか、次長級から部長級、課長級から次長級といった職員の昇任もございます。全体としては減として228万円、増として102万円となり、その差分として126万円の減額となっております。

以上でございます。

○安藤薰委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 どうもありがとうございます

順番にいきますが、最初に質問させていただきました消防団の車両の件です。これは理解できました。しっかりと、最後まできちんとやっていただくようにお願いしておきたいと思います。

次に、2番目のJアラートの件も理解できました。

ただ、先ほどの議論の中で、Jアラートがなかなか聞き取りづらいということがありました。そのことにつきましては、現状台数でもうしやあないんすわみたいしたことではなくて、より柔軟な形でやっていただきたいと思ってます。

例えば、一つ増やしたら随分効果が上がるということがあれば増やしていただくとか、あとは角度を変えていただくことも柔軟にやっていただきたいと思います。

それから、これはスピーカーから音が出されることになっていますが、聞き取りやすい音域とか、それからしゃべり方についても検討していただきたい。ベストを尽くせるような姿勢だけはしっかりと持った上で、それを補完する違うものもしっかりと検討いただきたいということを要望しておきたいと思います。

それから、3番目です。これも分かりました。国の交付金の関係もありますし、より摂津市の負担が少なくて済むような時

期を選んでやっていただくことで理解いたしました。今後ともよろしくお願ひいたします。

次に、職員定期健康診断事業でございますが、しっかりとされているということでございますので、これはこれで了としておきたいと思います。

同じ医療機関に診ていただくのは利点もあります。例えば、毎年の結果を比べることによって経過が分かることがあります。私もずっと保健センターで診てもらっていますが、去年はこうでした、おととしはこうでしたと、比較できるようにしてもらっていることは非常にいいなと思っています。そういう面と、もう一つは公平性の面はまた別の面として、これもしっかりと担保していかないといけないということがあると思います。

入札をしても応じてもらえないという現状があると認識をしました。その中で大事なことは、質をしっかりと確保できるようにチェックをしていくこと、ここはもう絶対に必要な部分だと思いますので、これからもしっかりとお願ひしたいと思います。

その上で、実施率が職員の場合は、人間ドックを合わせても99.2%ということで、あと0.8%の人が受けていないことが少し気になります。ここはあくまでも100%を目指して職員の健康をしっかりと維持する意味でも、今後も取り組んでいただきたいとお願ひしておきます。要望とします。

それから、継続費の千里丘駅東口再整備事業につきましても、いよいよこれから始めていただきたいということで、しっかりとお願ひしたいと思います。また、協力いただかないといけない点もありますから、市民に分かる形での周知もしっかりと進めて

いただきたいということでおろしくお願ひしておきます。

最後に、管理職手当についてです。いよいよ人事院勧告が決まりまして、この後また補正予算が上がってくると聞いています。今回は、結構大幅な上昇になりますと少しうわさは聞いています。

その中で、決算審査のときも申し上げましたけれども、管理職手当が随分長い間上がっていないということと、北摂7市で比べても結構下のほうです。一番下とは言わないんですけど下のほうです。5,000円、1万円の話かもしれませんけども、少しでも上げていただくことで、皆さんのもチベーションも上げていただいて、しっかりと業務を遂行できる、そういう雰囲気といいますか、そういう機運を高めていただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

○安藤薫委員長 ほかにございますか。

塚本副委員長。

○塚本崇委員 少し深掘りできるところをしていきたいと思っております。5点ほどお聞きします。

1点目、千里丘駅東口再整備事業です。イメージパースを見ると、レリーフウォールを一部撤去するなどで視認性がよくなったり、駅前広場としてのにぎわいという目的と聞いていますが、方向性としてどうでしょうか。マルシェとかができるようなしつらえになっているかをお聞きしたいと思います。これまで千里丘駅でマルシェをやりたいとか出店したいと思っても道路管理課でかたくなに断られてきた経緯がございますので、そこについて見通しを聞かせていただけたらと思っています。

2点目、農業水路施設管理事業、それから排水路施設管理事業です。

内容については、先ほどの質問で理解しました。ただ、これまでここまで大きな金額は上がっていなかったと記憶しております。これが令和8年度から摂津市に移管されることによって、これらの維持管理費が今後、義務的経費として計上されていくのかについてお伺いします。

それから3点目、同じく農業水路施設管理事業、排水路施設管理事業で、味舌ポンプ場のあれだけ大きなポンプを回すわけですから、電気代が相当かさんでくると思うのですが、電気代の負担金に関して、現状の考え方をお教えてください。

それから、4点目、Jアラートです。更新料ということですけども、ベンダーロックインがかかっているのかどうかに関してお伺いしたいと思います。

それから、5点目、起債です。

教育債として今回、計上されていますが、歳入として、国庫補助金とそれから今回、文教上下水道常任委員会で承認された財産売払収入を合わせて約9,000万円があると思います。それを充て込んでいく考え方方がなかったのかということと、基金の中に公共施設整備基金があります。この基金が46億円ぐらいあります。今は(仮称)味生コミュニティセンターの部分などで若干減っているかと思います。小学校が公共施設整備基金の対象にならずに起債した理由について、お教えてください。

以上です。

○安藤薫委員長 寺田次長。

○寺田建設部次長 1点目、千里丘駅東口のリニューアルに関しまして、レリーフウォールの改良に係る広場の空間確保のお問い合わせであったかと思います。

まず、このレリーフウォールでございまが、駅前広場の一番南側、ちょうどビル

からの歩行者動線で阪急バスの乗り場のちょうど対側ぐらいに記念のモニュメントがございます。そちらに堅壁で駅前広場の空間を閉ざしているような形になっております。その壁面に石の基調のタイルが貼られているのですが、その剥離が多く見られて、劣化が心配される状況に至っております。

あと、駅前広場の空間として歩道に自転車の駐輪スペース、これもかなり乱雑に見えるといえばそうなんですけども、駅前の放置駐輪対策の一環として進められてきたところです。そのレリーフウォールの前には当然駐輪ラックもあるということで、全体的に都市の魅力を向上させていこうといたしますと、これらを一度リセットしたような形で、今回レリーフウォールを撤去いたしまして、千里丘ガードの歩道ともアクセスができるような形で広場空間ができないか、そういうリニューアルの内容を考えてございます。

当然、先ほど委員がお問い合わせいただいたように、今までいろいろイベントをしようとすると、歩行者空間の広がりがないため、歩道空間での交通に支障となるようなところでのイベントは、管理者として許可させていただくことがかないませんでした。正雀駅前でも同じですが、歩行者利便増進施設、駅前にぎわいという話の中で、歩道と一体的な広がりのある空間が確保できれば、道路管理者として、民間の事業者に占用させる部分では、条件が緩和されてきているような御時世でもございます。そのようなイベントなどが開催できるような空間の確保がまずもって必要になってこようかと考えております。

一方で、先ほど申し上げましたように、駅前の放置駐輪の対策もしっかりと取り

組む必要がございます。その部分で、地下の駐輪場にあまり余裕がないということで、駅前広場の地上空間にラックを設けるを得ない状況もございます。その辺りを考え合わせながらになってまいりますが、空間の確保は努めてまいりますということで御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○安藤薰委員長 杉山課長。

○杉山水みどり課長 2点目、債務負担行為に係る内容が今後、義務的経費となるのかという御質問にお答えいたします。

まず、農業水路施設管理事業の特定外来生物撤去につきまして、一旦は来年度の施工のみを考えております。

ただ、上流域からどれぐらい流れてくるか、繁殖の程度がどの程度ということは予測しづらい部分がありますので、今後も状況を注視しながら進めてまいりたいと考えております。

味舌ポンプ場の運転管理業務につきましては、今後、市が発注して管理していくことになります。人件費の増額分はございますが、毎年度で同じような額がかかってくるため、今後も継続した経費になってくるということでございます。

次に、3点目、味舌ポンプ場の電気代についてでございます。

今回、高圧受電設備を設置しますので、また新たに電気代が必要となります。今回の債務負担行為につきましては運転管理業務の委託費のみを計上しております、電気代につきましては単年度で予算要求してまいることで考えております。

以上です。

○安藤薰委員長 辻副理事。

○辻総務部副理事 4点目の御質問に対する御答弁をさせていただきます。

Jアラートの新型受信機のサプライヤーが限定されるのではないかといった御質問でございます。

今のところお聞きしておりますのは、メーカーとしての製品は、2社から出ていると聞いておりますので、競争の原理は一定確保できるのかと思っております。

以上です。

○安藤薫委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 5点目、今回補正で上がっている別府小学校の外壁等改修工事に公共施設整備基金を充てなかつた理由でございます。

まず、公共施設整備基金、令和6年度末の現在高につきましては、46億円ほどとなっておりまして、令和7年度の当初予算で14億円ほどの取崩しの予算を組んでおりますので、令和7年度末の現在高見込みといたしましては、約32億円となってございます。

今回、補正で別府小学校の外壁等改修工事を上げさせていただいております。先ほど市債を発行する際、補正予算の投資的経費に係る地方負担については、市債の充当率が高くなるというお話をさせていただきました。

今回、小学校の改修工事関係の事業が2億1,191万円となっておりまして、国の学校施設環境改善交付金につきましては2,814万2,000円を上げさせていただいております。

地方負担分のところで、原則として今回の補正の部分で言いますと、国からは地方への財源措置といたしまして、地方負担分の100%まで地方債を充当できることとするとなっております。それで計算をして、市債として今回1億8,360万円を上げさせていただいております。事業

費から交付金と市債を引きますと、残り一般財源が16万8,000円になりますので、基金の充当はしない予算を上げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 塚本副委員長。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

それでは、1点目の千里丘駅東口再整備事業についてです。

ここに関しては劣化が進んでいて、応急処置をすごくたくさん頼んでいませんという感じです。要望も多いので、いろいろとこの際しっかりとやっていただきたいと思いますし、活性化のために、ぜひ一定の幅員確保に努めていただきたいと思います。

本日、広報課長は出席しておりませんが、先日の決算審査の際、デジタルサイネージを入れるぐらいやつたらプロジェクターを活用したらいいのではないかという話をさせてもらったと思います。今回のパスを見ていると、ペデストリアンデッキの上部であったり、バス停の上部は、いわゆる布製ではないんですけど、生地になると思うので、そういう部分をうまく活用してやっていただきたいという要望をさせていただきたいと思います。

2点目の農業水路施設管理事業については分かりました。排水路施設管理事業については、今後また予算で経常的に上がってくるということですので、今後見ていきたいと思います。

3点目のポンプ場の運転に係る電気代についても、単年度で見ていくことです。これも移管されることによって摂津市の負担増になってきます。今後を見越してのキュービクルの設置だったということですので、これはまた見ていきたいと思い

ます。

4点目のJアラートですけれども、これは2社というのは多分F社とN社の2社だと思います。いずれにせよ、このJアラートに関しては、何か特異な感じもありますので、しっかりと確保しながらやっていただきたい。ただ、先ほど来ありますように、市民に伝えるチャンネルはあればあるほどいいと考えています。そこについては、確保していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

4点目の歳入と起債の考え方についても、一定理解いたしました。これも以上とさせていただきます。

私の質問は以上です。

○安藤薫委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時13分 休憩)

(午前11時16分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

議案第65号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入れます。

早坂委員。

○早坂京一朗委員 議案第65号について質問させていただきます。

まず、今回の条例改正において、督促手数料を廃止するに至った経緯についてお伺いしたいと思います。

これまで督促手数料は市としてどのような目的で設定されていたのか、また、時代の変化や運用上の課題など、廃止の判断に至るまでの経過と背景を具体的に御説明いただきたいと思います。

○安藤薫委員長 藤原課長。

○藤原納税課長 御質問についてお答えさせていただきます。

廃止に至った経緯との御質問であったと思います。督促手数料につきましては、役務の提供に対する経費の一部を御負担いただく手数料的な意味合いで今まで徴収してまいりました。

このたび督促手数料の廃止を検討するに至りました経緯につきましては、令和5年4月から開始された地方税共通納税システムが契機となっています。こちらにつきましては、全国の地方公共団体におきまして地方税統一QRコード、通称e-L-QRを納付書に印字して市税を納付していくものでございます。

この制度開始によりまして、スマートフォンアプリやクレジットカードなどの利用により24時間、365日支払いが可能になり、納税者の利便性がかなり向上することになりました。

一方で、地方税統一QRコード付の納付書につきましては、金額訂正ができないことになっております。金融機関におきましては、納付書に記載された本税のみを徴収することになっております。これまでには、金融機関から納期限後の納付に関して収納連絡を受けておりましたが、この地方税統一QRコードが印刷されている納付書は、本税だけを徴収することになるため、収納連絡をいただけないことになってまいりました。その結果として督促手数料を正しく納付していただく方と、当初にお送りした納付書でお納めしていただく方が生じることになりまして、公平性が担保できなくなつてまいりました。

さらに、未納となった50円を徴収するためには、新たに納付書を納税者に送付する必要がありまして、郵便料金や印刷代な

どを考えますと督促手数料50円を上回るコストが生じる状況になっております。

また、令和8年9月以降につきましては、国民健康保険料や介護保険料など、ほかの公金についてもこの地方税共通納税システムが開始される予定となっております。

今後、開始されると、市税と同様に督促手数料が未納となる可能性がございます。これらを総合的に勘案しまして、このたび市税条例をはじめとする九つの条例に規定している督促手数料を廃止する提案をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 早坂委員。

○早坂京一朗委員 ありがとうございます。

次に、この督促料の廃止に関する費用対効果についてお伺いしたいと思います。

○安藤薫委員長 藤原課長。

○藤原納税課長 2回目の質問にお答えさせていただきます。

令和6年度の決算ベースにおきまして督促手数料の歳入が市全体で145万5,707円となっております。令和8年4月1日以降に廃止することになりますと、督促手数料の一部が減収となります。

一方で、督促手数料を廃止することによりまして、督促手数料がついていることに対する市民からのお問合せ、督促状を発するときに収納状況のチェック等を行っている時間、督促状を送ることによる過誤納等での還付や充当処理にかかっている時間、また督促手数料が未納になっている方に対する郵便料金等を削減できると考えております。

経費の削減や時間の削減を納付交渉や滞納処分に充てることで、歳入増加を図つてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 早坂委員。

○早坂京一朗委員 ありがとうございます。

最後に、督促手数料の未納状況についてお伺いしたいと思います。そして、改正理由として督促手数料の未納件数が多発していたとされていますが、現在、未納額や未納件数はどの程度残っているのでしょうか。

また、これまで督促手数料を適切に支払ってきた方々と、不公平感や制度変更に伴う混乱を避けるために、市としてどのような周知方法、説明対応を行う予定なのか具体的に取組をお聞かせください。

○安藤薫委員長 藤原課長。

○藤原納税課長 3回目の質問についてお答えさせていただきます。

令和7年9月末の督促手数料の未納状況についてでございます。

督促手数料のみ未納となっている件数につきましては、令和7年9月末で2,668件、金額として13万3,311円となっております。共通納税が始まる前の令和5年3月末におきましては、1,938件、9万6,875円となっておりまして、700件程度の増加となっております。

このたび督促手数料を令和8年4月1日以降に廃止する条例提案をさせていただいておりますが、条例の中におきまして経過措置を設けさせていただいております。経過措置につきまして、令和8年3月31日以前に送付した督促状に係る督促手数料は、なお従前の例によるとなっていますので、払われていない方に対しては、その附則を適用しまして、徴収を図ってまいりたいと考えております。

今後、督促手数料の廃止についてのアナ

ウンス等につきましては、広報紙やホームページ等を通じて周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 早坂委員。

○早坂京一朗委員 御答弁ありがとうございます。

周知方法については、調べていただいたらしいとは思うのですが、送る際に同封でお知らせみたいなのも入れていただいたらいいのではないかと提案させていただきます。

私からの質問は、以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○安藤薫委員長 ほかいかがですか。

塙本副委員長。

○塙本崇委員 本条例は、九つの条例に横串を刺す形で督促手数料を廃止するものですが、これは一つずつ改正するよりも手間を減らす意味ではいいのかと思いながら、若干、乱暴な手法なのかという気もしております。

最終的に、例規集にどのような形で明記されるのかが少し気になりました。

督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例により廃止という形で各条例に付されるのか、その辺の記載が気になります。そうすると、今後調べていくときに参考条例が増えることになります。それが気になったので、お分かりでしたらお教えください。

○安藤薫委員長 藤原課長。

○藤原納税課長 御質問いただいた事項に対する明確な答えではないかもしれませんけども、今回、九つの条例を一つにまとめて条例改正の提案をさせていただきましたのは、督促手数料を廃止するという同一の目的を分かりやすくするもの

です。また、督促手数料の徴収金額が一番多い納税課が主担となって対応させていただいております。

今後、例規集にどのように載ってくるかにつきましては、詳細まで分からぬところもありますが、提案している条例に各条例の内容を規定していますので、各条例を見ていただくことで御理解いただけたらと考えております。

申し訳ありません。答えにならないかもしれません、よろしくお願ひします。

○安藤薫委員長 副市長。

○山本副市長 少し補足をさせていただきます。

条例のつくりを見ていただきますと、条例本文に第1条、第2条、第3条ということでそれぞれ条立てをして御提案をさせていただいております。この形でいきますと、それが同列であるという形の条例の提案方法でございます。

各条例の第1条、第2条、第3条を見ていただきますと、一部改正条例でございますので、議案参考資料において、その部分も督促手数料のところが削除となっております。

この議案参考資料を見ますと、例えば、2ページにおいて第3条は削除でございますけども、その第3条が削除になったときにシステムの画面上、左のほうに改正の条文が記載されると思います。そこには、督促手数料を廃止するための関係条例によるという記載になってこようかと思います。それぞれの条例においてその部分が変更になったということは、その条例内で履歴を見ていただきますと、御理解いただけるような表示の仕方になろうかと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

○安藤薰委員長 ほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薰委員長 以上で、議案第65号の質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時31分 休憩)

(午前11時32分 再開)

○安藤薰委員長 再開します。

議案第68号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

峰松委員。

○峰松由紀子委員 質問させていただきます。

今回、摂津市火災予防条例の一部改正となつておりますが、第29条の条文中に、「法第22条第3項に規定する火災に関する警報」と追記されております。

確認のためにお聞きしたいのですが、この法は、消防法でよかつたでしょうか。そしてまた、どのような状況になった場合に警報は発令されるのかと、今まで過去に発令されたことがあるかをお聞きします。

○安藤薰委員長 大坪課長。

○大坪予防課長 御質問に御答弁申し上げます。

まず、条文中の法は、委員が御指摘のとおり消防法で間違いございません。

次に、どのような状況になった場合に発令されるかのお問い合わせです。湿度が低く、風速が強い気象条件で火災が発生しやすく、また、一旦発生した火災が延焼拡大する危険性があるときに、市町村長が火災警報を発令します。近隣市や本市におきましては、過去に発令した実績はございません。過去に発令した火災警報実績ですが、福島県福島市、新潟県魚沼市、山梨県南アルプス市、岐阜県高山市、多治見市、飛騨

市となっております。

以上でございます。

○安藤薰委員長 峰松委員。

○峰松由紀子委員 御答弁ありがとうございます。

2回目の質問をさせていただきます。

過去に発令した実績がないことは理解いたしました。先ほどの答弁の中で、火災警報が発令された市がありましたが、全て林野、山に覆われた市が多かったかと思います。今回、総務省消防庁通知の中に、林野火災の予防に関する事項の改正通知が発出されていますが、その発出に至る経緯についてお尋ねいたします。

○安藤薰委員長 大坪課長。

○大坪予防課長 2回目の御質問に御答弁いたします。

令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市の林野火災を受け、総務省消防庁で「岩手県大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」が開催され、林野火災警報等の的確な発令等により林野火災予防の実効性を高めることが必要との見解により、このたび一部改正通知が発出されました。

以上でございます。

○安藤薰委員長 峰松委員。

○峰松由紀子委員 要望とさせていただきたいと思います。

本市には、林野や山等は存在していませんけども、一般住宅の火災において気象条件が悪い場合、隣接する住宅に延焼するなど大火になりかねないと思います。このたびも大分県で、ちょっとしたことで大火になって亡くなつた方もいらっしゃいますし、これから季節、暖房器具を使う頻度が高くなり、火災の発生の危険性が多くなるかと思います。

火災予防運動のときには、消防車等が火災の予防の巡回をしていただいて、広報をしていただいているのはよく見かけました。また、住宅用火災警報器の普及率を上げていただきながら、これから引き続き市民が安心して暮らせるまちづくりをお願いしたいと思っております。

これにて私の質問を終了させていただきます。

○安藤薰委員長 早坂委員。

○早坂京一朗委員 先ほど峰松委員からも御質問がありましたが、今回の警報は、乾燥注意報であったり、強風注意報が出たときも準ずるものなのでしょうか。まず、質問させていただきたいと思います。

○安藤薰委員長 大坪課長。

○大坪予防課長 御質問に御答弁申し上げます。

火災に関する警報ですが、気象庁が火災の予防上危険であると認めたときに、火災気象通報として都道府県知事に通報し、これを受けた都道府県知事が市町村長に通報、その通報を受けた市町村長が、火災が発生しやすく、また一旦発生した火災が延焼拡大する危険性があるときに発令する警報でございます。

したがいまして、乾燥注意報や強風注意報が発令された場合には、火災に関する警報には該当いたしません。

以上でございます。

○安藤薰委員長 早坂委員。

○早坂京一朗委員 ありがとうございます。

あくまで火災が発生する可能性が高まったときの警報ということを理解いたしました。

先ほどの峰松委員の質問に対する答弁では、これまで本市においては実例がなか

ったとのことであります。もともと私が質問しようとしていたのが、火の使用に関してどんな措置を取られていたか教えてほしいと思ったのですが、こちらについても、なかったのかお伺いしたいと思います。

○安藤薰委員長 大坪課長。

○大坪予防課長 2回目の御質問に御答弁申し上げます。

警報や注意報が出ていない平常時の火の使用については、火災と紛らわしい煙または火災を発生するおそれのある行為、例えばキャンプファイヤーやどんど焼きなどが該当するのですが、これらを行う場合は、消防署へ届出をするようにお願いしております。

その際、届出者には必ず見張りをする人の配置や消火用の水バケツ等の準備をお願いし、強風のときなどの場合は焼却の延期も考慮してもらうように指導しております。

以上でございます。

○安藤薰委員長 早坂委員。

○早坂京一朗委員 どうもありがとうございます。

3回目の質問とさせていただきます。今回の内容でたき火を含むとの記載が追加されていますが、農業や環境管理の目的で行う野焼きや、夏には河川敷や公園で子供たちが花火などもすると思います。こちらについて、どのようなお考えでしょうか。また、市民への周知方法についても教えていただきたいと思います。

○安藤薰委員長 大坪課長。

○大坪予防課長 3回目の御質問に御答弁申し上げます。

稲刈りをした後のもみ殻の焼却や野焼きについてですが、大阪府、本市におきましては原則禁止されております。

なお、もみ殻の焼却は焼却後の灰が肥料となることなどで、例外的に認めてございます。ただし、もみ殻を焼却することで、煙が火災と紛らわしいため、消防署へ届出をしていただいております。

もう一点、御質問にありました河川敷や公園で子供たちが行う花火については特に届出の必要はございません。

市民等への周知方法ですが、従前から火災と紛らわしい煙、または火災を発するおそれのある行為をする場合、消防署へ届出をするように、市ホームページで広報しております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 早坂委員。

○早坂京一朗委員 御答弁ありがとうございます。

まず、野焼き等については、原則禁止とのことです。届出は以前からしていたと理解いたしました。また、子供たちが河川敷で花火をする、そういうたびには届出が不要とのことです。

ただ、たき火等を禁止して、届出をしてほしいということになると思うのですが、なかなか難しいような気もしています。

河川敷に限らず、家の敷地内での花火で、その煙がそのように見える可能性もなくはないのではないかと思います。そういうたびでも届出不要ということですが、どうなのかお聞きします。

○安藤薫委員長 大坪課長。

○大坪予防課長 4回目の御質問に御答弁申し上げます。

煙が火災と紛らわしい行為の中にたき火がこのたび追加されたんですけども、先ほども答弁したとおり、キャンプファイヤーやどんと焼きの場合も該当しますので、市民等に消防署へ届出いただいておりま

す。そこは従前と変わりはございません。

なお、先ほども申し上げましたが、花火に関しては何も届出の必要がないということは変更ございません。

あと、焼却の際ですけども、関係者に焼却の量、または火が大きい場合は、火の勢いを止めていただくなど消防署から指導をしております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 早坂委員。

○早坂京一朗委員 理解いたしました。市民が安心・安全に過ごすためにも引き続き今後とも尽力をお願いいたします。私からの質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○安藤薫委員長 ほかございますか。

塙本副委員長。

○塙本崇委員 1点だけお聞きします。

今回の改正で、第29条第7号が削除されています。屋内で火を使うのは一酸化炭素中毒を招く等危険なものだと思うのですが、今までなぜ放置されていたのか、経緯について教えていただけますか。

○安藤薫委員長 大坪課長。

○大坪予防課長 御質問に御答弁申し上げます。

裸火の件のお問い合わせますけども、裸火とは、昔で言いましたら五右衛門風呂、かまどなどが該当します。過去には屋内で使用してきた経緯がありまして、強風など風速の強い場合は閉じて行っていた経緯がございます。今回に関しては、時代に沿った形で削除するものでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 ほかありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時46分 休憩)

(午前11時47分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 討論なしと認め、採決いたします。

議案第60号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第65号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第68号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午前11時48分 休憩)

(午前11時49分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

本委員会における所管事項に関する事務調査について協議します。

令和8年度の行政視察につきましては、令和8年5月中の実施を予定しております。視察を実施するに当たっては、相手市との調整等で一定の時間を要することから、本日は、視察項目のみ協議、決定し、3月の本委員会までに事務局で視察先を調整してもらいたいと考えております。

調整ができましたら、3月の本委員会で視察先などを決定したいと思いますので、

よろしくお願ひいたします。

それでは、視察項目について協議をさせていただきます。

暫時休憩します。

(午前11時50分 休憩)

(午後 0時 9分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

視察項目につきましては、防災、まちづくりに関わる歳入確保、シティプロモーション等とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 それでは、そのように決定いたします。

これで、本委員会を閉会いたします。

(午後0時10分 閉会)

摂津市議会委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

総務建設常任委員長 安藤 薫

総務建設常任委員 早坂京一郎